

共 謀 罪

政府は、今国会に一定の犯罪を「共謀」したことを処罰することを内容とする、刑法・刑事訴訟法・組織的犯罪処罰法等の改正案を提出しその成立を企図している。しかし、これらの法案は、以下のとおり重大な問題を含んでいる。

法案で言うところの共謀罪とは、①長期四年以上の刑を定める犯罪（強盗、殺人などの凶悪犯罪から傷害、窃盗、横領、背任などまで合計五五七の犯罪）について、②団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行なわれるもの（組織犯罪集団である必要はない）の、③遂行を共謀（＝合意）した者は一定の有期懲役刑に処するというものである。現在でも、殺人、強盗、建造物放火などの重大犯罪については予備罪が定められていてその準備的行為が罰せられることになっている。しかし、共謀罪は、準備的行為のはるか以前の「合意」だけで、しかも重大犯罪以外も処罰できることになる。即ち、犯罪結果が発生することはおろか、凶器を買うなどの準備的行為も不要であり、単なる「合意」のみで処罰可能ということになり、詰まるところ、それは「心の中で思ったこと」と紙一重ということになる。犯罪とされる行為（構成要件）の明確性は、近代刑法の大原則である罪刑法定主義の最低限度の要請であるが、「合意」という概念の不明確性はこの原則に反し、思想処罰、人の内心の処罰に途を開く虞がある。

また、共謀罪は、共謀した犯罪を実行する前に自首した者は刑を減刑或いは免除され得ることが規定されている。このような者は起訴されない場合もある。従って、数人で一人の人間を共謀罪に陥れることも可能となるし、密告が奨励されるような監視社会をもたらす虞もある。

犯罪捜査の方法も大きく変貌する。共謀罪の成立要件である「合意」の方法は無制限である。会話・電話・メール・その他全ゆるコミュニケーションの内容が犯罪となるのであるから、犯罪捜査の通信傍受に関する法律（通称盗聴法）

の適用範囲の拡大やメールのリアルタイム傍受の合法化も予測される。またあるコンピューターに対する差押許可令状で、それと電機通信回線で接続されている別のコンピューターに保存された電子データを調べ、必要なものを複写して差押えることも可能となる。

法務省は、共謀罪を新設しなければならない国内事情がないことを認めつつ、それでも新設しなければならない理由は、国連国際（越境）組織犯罪防止条約の国内法化のためであると説明する。しかし、政府は条約をまだ批准しておらず、しかも、この条約は、共謀（＝合意）について、「合意の参加者の一人がその合意の内容を推進するための行為があったとき」と限定を加えてもよいとしており、前記②の要件についても「組織的犯罪集団」に限定してもよいとしている。即ち、法案は条約以上に共謀罪の範囲を広げている。

このように、法案は看過できない重大な問題を含んでおり、決して成立させてはならない。

【平成17年3月9日 静岡新聞 朝刊 掲載】